|  |
| --- |
| **ＥＰ０３．輸出植物検査申請事項**  **呼出し** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＥＰＢ | 輸出植物検査申請事項呼出し |

１．業務概要

「輸出植物検査申請事項登録（輸出植物検査申請事項登録（再輸出））」業務により登録した輸出植物検査申請事項を訂正するため、または、植物防疫所により変更承認された輸出植検査申請を訂正するために、輸出植物検査申請事項登録（輸出植物検査申請事項登録（再輸出））画面に案内する業務である。

２．入力者

全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

３．制限事項

特になし。

４．入力条件

（１）入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照

（Ｂ）項目間関連チェック

なし

（３）システム状態チェック

本業務を行う場合は、植物検疫関連業務が手続き可能な状態であること。

（４）ＤＢ関連チェック

（Ａ）利用者

①「ユーザ情報ＤＢ」に登録されている利用者であること。

②輸出植物検査申請事項の登録を行った利用者または、輸出植物検査申請事項（再輸出）の登録を行った利用者と同一であること。

（Ｂ）輸出植物検査申請番号

①「輸出植物検査申請ＤＢ」に登録されていること。

②申請されていないこと。または、変更承認されていること。

③無効でないこと。

④取止めされていないこと。

⑤輸出植物検査申請番号の１６桁目が「９」でないこと（事項登録済の場合は除く）。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）輸出検査申請事項呼出し処理

入力された申請番号により「輸出植物検査申請ＤＢ」を検索し、そのデータを輸出植物検査申請事項登録画面または、輸出植物検査申請事項登録（再輸出）画面に出力する。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 輸出植物検査申請事項登録情報 | 輸出植物検査申請事項を登録した場合 | 入力者 |
| 輸出植物検査申請事項登録（再輸出）情報 | 輸出植物検査申請事項（再輸出）を登録した場合 | 入力者 |

７．特記事項

特になし。